貸付の対象者

全ての市町村

母子父子寡婦福祉資金貸付金の対象となる方

ひとり親家庭のお母さんやお父さんで、次の全ての要件を満たす者

- 富山県内に居住していること
- 償還能力があること
- 税や他の貸付金を滞納していないこと
- 当資金の貸付がひとり親家庭の経済的自立、お子さんの福祉の向上につながること

なお、お子さんのための資金（修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金）についてはお子さんが借受人になることができます。

連帯保証人について

連帯保証人の要件は、原則として以下のとおりです。

- 富山県内に１年以上居住し、日本国籍を有している三親等内の親族であること
- 一定の職業を持ち、安定した収入があること
- 原則65歳以下であること
- 当該貸付金の返済に応ずる資力があること
- 同一生計ではないこと

※お子さんが借受人（修学資金、就学支度資金、修業資金、就職資金）となる場合は、お母さんやお父さんが連帯保証人にならなければなりません。

連帯借受人について

お子さんのための資金については、お母さんやお父さんが借受人となる場合は、お子さんが連帯借受人となり、連帯して債務を負います。

利子について

- 子のための資金（修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金）は無利子となります。
- 親のための資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てられない場合は年１％の有利子となります。有利子の場合であっても、償還（返済）期間中、その年度に償還すべき額をその年度中に全額償還した場合は、利子相当額を還付します。